

山行規程

第1条 「目的」

この規程は、私たちの行なう山行について必要な事を定め、私たちの山行から事故を無くし、健康を増進し、生活文化を豊かにするために資することを目的とします。

第2条 「山行の種類」

1. 例会山行：予め定められた年間計画の方針に沿って、山岳会としての企画・立案し、実施する山行。
2. 自主山行：会員が会員の要求やレベルに応じて、計画・立案し、実施する山行。
3. 個人山行：第1、2項以外の会の活動以外の山行。
4. 単独山行：単身での山行。

第3条 「例会山行」

例会山行は、山行計画書（別紙様式による）を運営委員会に提出し、その承諾を得なければならない。ハイキング部の例会は、例会表にまとめて運営委員会へ提出、承認された山行のみとする。

通常の例会山行は一般者の参加は受け入れない。一般者の受入は、体験ハイキング、公開ハイキング、六甲全山縦走事前トレーニング、他の山岳会との合同山行、及び、セミナーなど運営委員会で承認された例会山行に限定する。

第4条 「自主山行」

自主山行を企画しようとする会員は、山行計画書（別紙様式による）を運営委員会に提出し、その承諾を得なければならない。

第5条 「個人山行」

個人山行は、会の活動以外に、個人として参加するものであるが、運営委員会への山行計画書（別紙様式による）の提出を求める。

第6条 「単独山行」

1. 単独山行は、原則として認めない。
2. 但し、やむを得ず単独山行を行なう者は、内包する危険性を熟知し、万が一の事故に関連する責任の一切が個人に課せられることを承知し、安全山行に努めなければならない。

3. 山行計画書（別紙様式による）は、留守宅本部（氏名・続柄・携帯電話・住所）を必ず記載して、運営委員会への提出を求める。

第7条 「登山者の義務と禁止行為」

1. 登山者としての義務

- 要救助者への必要最低限の処置
- 安全行動が求められる事態での適切な対応
- 山行計画書／報告書の提出
- 事故やヒヤリハットの報告

2. 山行中の飲酒禁止

- 山行中の飲酒は禁止する。
- 山行中とは、登山開始から宿营地又は下山後の解散宣言までのこと。

第8条 「留守宅本部」

1. 単独山行、宿泊を伴う山行、遭対が必要と認められる場合は、留守宅本部を設ける。
2. 遭対が必要とは、次の条件のうちどれか1つ以上に合致する山行とする。
技術基準が3（ギア・ロープの使用）、4（ロープでの確保）、5（プロテクションでの確保）、山行スタイルが、岩、沢、雪のいずれか
3. 留守宅本部は、原則会長とする。或いは、山行部長、ハイキング部長、会員、家族とすることも可能。

第9条 「参加人数（例会・自主）」

1. 安全管理の向上と教育指導の充実を目的として、参加人数に定員を設ける。
2. 定員は、原則20人程度とする。
3. 会員以外の一般者が参加する山行は、定員を20人とする。その際、一般参加者の上限を8人、会員参加者を一般参加者の1.5倍の12人を目安とする。
4. 参加者が20人を超過する場合、理由と対策を、計画書に添える。理由と対策が、必要且つ十分である場合に、運営委員会で承諾される。
5. 講習会実技・遠征山行では、20人以上での企画・立案を認める。その段階で、定員超過の対策を施し、その対策が十分である場合に、運営委員会で承諾される。

第10条 「定員超過の対策」

1. 計画が提出された時点で、定員超過が想定される場合は、同日に、別の山行を開催するよう、運営委員会にて管理する。

2. 別開催の山行は、同グレード・別ルートが望ましい。
3. 特定日などでやむを得ず、同ルートでの開催となる場合には、出発時間や休憩箇所の調整を行い、大集団とならないように配慮する。
4. 定員超過の場合には、班別行動、指導係の増員、出発時間のスライド、ルートの追加、などの対策を施す。また、他の登山者の迷惑とならぬよう十分配慮する。

第 11 条 「班別行動」

1. 参加人数・メンバー・山域・ルートに応じて、班別行動を実施する。
2. 班員数は、原則最大 10 人とし、班と班の間隔は、3 分程度とする。
3. リーダーが、各班長に対して、事前に行程やルートを十分に指示する。
4. 班と班の間隔は、ルートや天候、メンバーに応じて、適度に保って行動する。
5. 分岐では後続班を待ち、接近したら、互いに意思確認をした上で出発する。
6. 先行班との間隔が詰まつたら、待機して、適度な間隔を開けて出発する。
7. トランシーバーや無線機を使用して、意思伝達を行うよう努める。

第 12 条 「山行計画書の提出」

山行計画書は、次の通り運営委員会に提出しなければならない。計画はリーダー及び参加者の体力、技術力に応じた内容とし、山行は自らの責任において実施する。必要に応じて、運営委員が指導、助言をすることがある。

1. 日帰山行は、 2 日前まで。
2. 宿泊山行は、 5 日前まで。
3. 下見山行は、 14 日前まで。
4. 計画に変更があった場合には、速やかに計画書の訂正を行う。
5. 参加者は、計画書を留守宅本部及び緊急連絡先に渡すこと。

第 13 条 「緊急連絡先リスト」

1. 緊急連絡先リスト（別紙様式またはそれに準じた様式による）は、万が一の事故の際に、要救助者への対応を、迅速かつ適切に行うこととする。
2. 記載内容は、氏名、携帯電話番号、電子メールアドレス、生年月日、住所、緊急連絡先など、別紙様式のとおりとする。
3. 以下の場合に、留守宅本部及び全ての参加者に配布しなければならない。
 - ① 単独山行の場合。
 - ② 宿泊を伴う山行の場合。
 - ③ 遭対が必要と認められる山行の場合。

4. 上記 1 の目的以外での利用は禁止する。なお、緊急連絡先リストは関係機関（都道府県警察）へ提供され、緊急時には各関係機関（救助隊など）に提供することがある。
5. 緊急連絡先リストは、山行終了後、速やかに廃棄すること。

第 14 条 「下山報告」

リーダーは、下山後必ず速やかに、運営委員会及び留守宅本部に終了の報告をする。

第 15 条 「山行報告書の提出」

1. 山行の終了後は、速やかに総括を行い、山行報告書（別紙様式による）を作成し、運営委員会に提出する。
2. 山行中の事故・怪我・問題点については、山行報告書の速報・要約欄に具体的に記載すること。
3. 怪我時は、速報・要約に加えて、別途、事故報告書を提出すること。
4. 下山時刻が遅延した際は、山行報告書に原因を具体的に記載すること。
5. ヒヤリハットが発生した場合には、山行報告書に問題点として具体的に記載すること。併せて、原因と対策を記載すること。
6. 運営委員会は、必要に応じてリーダー及び参加メンバーに報告内容の説明を求める。

第 16 条 「山岳保険について」

1. 山岳保険と個人賠償責任保険への加入を推奨する。
2. 山岳保険の推奨は、労山基金（労山山岳事故対策基金）とする。尚、労山基金には、個人賠償責任保険は付帯されていない。
3. 労山基金の補償内容の目安は、ハイキング部は 3～5 口、山行部は 5～10 口。
4. 労山基金以外の山岳保険に加入の場合は、自身が行う山行内容に応じた補償が、付帯されていることを十分確認して加入する事を求める。

第 17 条 「事故時対応規程」

山行時に事故が発生した場合、事故時対応規程に基づき対応すること。

第 18 条 「マイカー登山規程」

マイカー登山に参加する場合は、マイカー登山規程を了承し遵守すること。

第 19 条 「下見経費助成金規程」

下見経費助成金規程に基づき、下見経費を助成する。

第 20 条 「規程の解釈」

この規程の疑義についての解釈は、運営委員会で行なう。

第 21 条 「規程の改廃」

この規程の改廃は、運営委員会で行なう。

第 22 条 「附則」

この規程は、平成 15 年 6 月 29 日から実施する。

平成 15 年 7 月 2 日一部改訂（第 6 条）

平成 19 年 7 月 1 日一部改訂（第 10 条）

令和 5 年 12 月 1 日改訂

（修正 / 第 1、2、5、6、8、9、13、16、22、23、24 条）

（追記 / 第 7、10、11、12、14、15、17、18、19、20、21 条）

第 5 版：令和 8 年 1 月 1 日改訂

（削除 / 第 8、21 条）

（修正 / 第 3、7、8、12、15 条）